

平成30年6月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. 2期目の市政運営にかける決意

去る3月25日に行われた市長選挙において多くの市民の皆様からご支持をいただき、私は引き続き市長として、今後4年間市政の運営に当たらせていただくこととなりました。選挙を通じて訴えてきました公約の実現と本市が直面する諸課題の解決に向け、市民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、真摯に市政運営に当たっていく所存であります。

平成26年4月に初めて市長に就任して以来、今日まで強い決意で市政の改革を進め、この間、市民の皆様から多大なる御理解と御協力をいただきながら、県東部圏域の発展の礎となる中核市移行を実現させ、また、市役所本庁舎整備や可燃物処理施設など長年の重要課題への取り組みも大きく前進させることができました。

本市は4月1日に中核市として新たなスタートを切りました。中核市として有することとなった多くの権限を最大限に活かし、市民のため、産業、雇用、保健、医療、福祉、教育、文化、環境などあらゆる面できめ細やかな行政サービスの充実を図るとともに、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」で90の事業に取り組み、圏域全体の一体的発展を

目指します。

我が国は今、少子高齢化・人口減少が進み、世界でも類をみない超高齢社会を迎えようとしています。本市においても例外ではなく、この直面する課題に立ち向かうことはもちろんのこと、本市が100年後の未来にあっても夢と希望を抱くことができるまちであり続けることが求められていると考えています。そのためにも次世代を見据えた地方創生の取り組みを推進し、地域に暮らす人たちが共に支えあう「地域共生社会」の実現を力強く進めていかなければなりません。

私はこれからの4年間、引き続き、ひとづくり、しごとづくり、まちづくり、この3つの柱を政策に掲げ、誰もが暮らしたくなるまち、住んでよかったと思うまち「鳥取市」の実現を目指して、全力で市政に取り組んでまいります。議員の皆さまの温かいご支援と力強いご協力を心よりお願い申し上げます。

2. 重要施策の推進

(1) 新本庁舎整備の取り組み

防災、市民サービスの拠点となる新本庁舎の整備については、既に着工している本庁舎棟と市民交流棟の工事が順調に進んでおります。市民の皆様には庁舎をより身近に感じていただけるよう、今月2日に現場見学会を開催し、完成後は見るのが難しくなる免震装置などを見学していただきました。今議会では、新たに立体駐車場棟工事に着手するため、

関連工事の請負契約締結の議決を提案しています。

新本庁舎は、災害時に迅速かつ継続的に市民の生活を守るための総合防災拠点となります。そのため、それにふさわしい最新の防災情報システムを備えた専用の災害対策本部会議室や、防災行政無線親局の整備を新本庁舎整備と並行して進め、平成31年秋の開庁に向けて、着実に事業を推進してまいります。

(2) 現本庁舎跡地活用検討

市庁舎の移転に伴い未利用地となる現本庁舎及び第2庁舎跡地は、本市の貴重な財産であり、その活用にあたっては、本市の将来を見据え、慎重かつ十分な検討を行うことが不可欠です。

本年2月議会で設置された市議会「本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会」と並行して、今年度から、様々な分野の有識者等からなる検討委員会を設置するなど、幅広い観点から検討を始めていくこととして関連予算を計上しています。

(3) 可燃物処理施設整備の取り組み

東部広域行政管理組合が進めている可燃物処理施設の整備については、現在、敷地造成を進めており、敷地内の雨水を受ける調整池の築造工事についても鋭意取り組んでいるところです。

また、プラント施設の整備及び運営事業については、事業者選定委員

会による最優秀提案書の報告を受け、5月7日に「JFEエンジニアリング株式会社大阪支店」を落札業者として決定いたしました。周辺環境に配慮した安心・安全な施設として平成34年8月の本稼働を目指し、東部広域行政管理組合及び東部4町と一体となって着実に事業を推進していきます。

3. 市長公約の実現

それでは、今議会で提案しております予算案等に関連し、新たな取り組みなどを公約に沿ってご説明申し上げます。

次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’

(1) 教育の充実・郷土愛の醸成

① 小中学校全教室へのエアコン整備

次世代を担う「ひとづくり」を推進するために、未来のある子どもたちの教育の充実を図ります。

本市では、受験を控え補習などで夏季休業中の教室利用が多い中学校3年生の教室を対象に、平成26年度から今年度末にかけて空調設備の整備を順次進めております。しかしながら、近年特に厳しくなった温暖化による気温の上昇が、児童、生徒の健康や学習環境に多大な影響を与えている現状を踏まえ、公約に掲げた市内全小中学校の全ての普通教室等へ空調設備の整備を進めます。まずは、空調設備の設置工法や、校舎、教室の状況等の調査業務を今議会に予算計上し早急に取り組みを進め

てまいります。

② 文化、芸術活動の推進

かねてより復元整備を進めておりました史跡鳥取城跡の「大手登城路」の最初の復元建造物である「擬宝珠橋」がいよいよ完成する運びとなりました。そこで、歴史上鳥取城とゆかりの深い方々を招いて「擬宝珠橋」渡り初めを9月30日のお城まつりにあわせ開催する予定です。来年度以降も引き続き、中ノ御門、太鼓御門などの整備を行うこととしています。

因幡の地と縁のある万葉歌人大伴家持が、本年、生誕1300年を迎えることから、これを記念しその魅力や功績を伝える演劇を来年3月上旬に梨花ホールで開催するとともに、大伴家持を題材に執筆している著名な漫画家の里中満智子さんの作品展を開催します。本市としても、事業実施主体である実行委員会と連携しながら全国に「万葉のふるさと鳥取市」をアピールします。

これらの事業を通じ、若い世代に豊かな鳥取の歴史や文化、風土を伝え、郷土を愛する心を醸成してまいります。

(2) 結婚・出産・子育て支援

① 発達支援及び教育相談窓口の一元化

近年、子どもの発達に関する相談件数は大幅に増加するとともに、その相談内容が複雑化・多様化しているため、縦割りでの相談体制では対

応しきれない状況があります。そのため様々な悩みを抱えた方に対する総合的支援の充実が求められています。この取り組みを強力的に推進するために、5月1日に、こども発達・家庭支援センターの発達支援機能と教育センターの教育相談機能が一体となった「こども発達支援センター」を新たに開設し、専門性を備えた発達支援員や教育相談員、心理相談員等を配置し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した相談支援を行ってまいります。

② 快適な保育環境の整備

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートして以来、保育を必要とする児童の数は年々増加傾向にある中、本市では、待機児童対策のひとつとして、行政としての取り組みに加え民間事業者による保育施設の整備にも積極的な支援を行ってまいりました。このような中、老朽化が進む城北保育園と城北地区公民館を青葉町にある鳥取警察署跡地に複合施設として新たに整備するにあたり、保育園整備については、設計・建設・運営を民間に一括委託する、いわゆるDBO方式で実施することといたしました。事業費の効率化を図りながら、平成32年4月の開園を目指し準備を進めてまいります。

③ 子どもや高齢者、障がいのある方などの居場所づくり

本市が目指す地域共生社会の実現を推進するために、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、様々な人が集い、交流が生まれる「地域の居場所」を増やす取り組みを積極的に行っています。

これまで民間団体の「こども食堂」の立上げや運営を支援しており、現在までに市内11カ所で運営され、今後新たに5カ所の開設が見込まれています。

また、新たに「こども食堂」に相談支援員を派遣し、困難な課題を抱える子どもやその家族の方を早めに把握することで、子どもをはじめ世帯全体への包括的支援をさらに充実させてまいります。

誰もが活躍できる‘しごとづくり’

(1) 地域経済の再生と産業の底上げ

① 中小企業中核人材育成支援事業

誰もが活躍できる‘しごとづくり’を実現するためには、地元産業の底上げによる地域経済の持続的成長が必要であります。このことから本市は、本年3月、「鳥取市経済成長プラン」を策定したところですが、このプランの趣旨に沿って、新たな施策に取り組みます。

まずは、地元企業の中核人材育成です。中小企業・小規模企業の経営や管理の中核を担う人材が研修を受講する際の受講料を新たに補助するとともに、「中小企業大学校サテライト・ゼミ」を本市で開催し、中小企業・小規模企業の経営体質の強化を図っていきます。

② 外国人留学生地域定着（就労）支援

つぎに、外国人材の活用促進です。高い語学力や優れた国際感覚を有する外国人留学生に貴重な人材として活躍していただくため、環日本海

経済交流センターにおいてインターンシップ制度を創設するなど、留学生支援機能を強化します。この取り組みにより、労働市場の需給ギャップの解消と地元産業の国際競争力の強化を目指します。

③ 起業・事業継承・事業拡大を支援

さらに、起業・創業の促進です。「起業のまち鳥取創造プロジェクト事業」で行っている空き家・空き店舗マッチングなどの事業に加え、新たに金融機関と連携して、「まちづくりファンド」を立ち上げ、遊休不動産を活用して起業する民間のまちづくり事業に対し、投資を行うとともに、これまでにない低利の融資メニューを創設します。運用に当たっては、経済団体とも強力に連携していくこととしており、中心市街地や地域経済拠点となる地域の魅力向上と事業創出の促進を目指します。

(2) 人材の確保と育成強化

① 次世代の農林水産業を担う人材の育成

全国的に農業の担い手不足が年々深刻さを増す中で、本市の農業振興を進める上で重要な課題となるのが、将来の農業を支える人材の確保及び育成です。これを踏まえ、市場動向や先進技術等に精通した「地域商社とっとり」と連携し、生育解析・農薬散布等を行うドローンや人工知能などを活用して効率化・省力化を進めるスマート農業の実証事業に取り組みます。さらに、農産物のブランド化を推進するために、第三者機関から適切な管理基準を満たした農場に与えられる「^{ギャップ}GAP」認証を取

得し、全国への販売力を高める団体に対し支援を行います。また、本市が持つ温泉などの豊かな地域資源エネルギーを活用した次世代型園芸施設の整備に向けた調査や、基本構想の策定等を行うなど、様々な視点で次世代の担い手確保対策を進めてまいります。

にぎわいにあふれ安心して暮らせる ‘まちづくり’

(1) 定住人口と交流人口の拡大

① 日本遺産や観光資源を活かした活性化事業

先月24日、動く総合商社として各地に繁栄をもたらした北前船の文化を物語とした日本遺産に、本市の港が追加認定されました。これを好機と捉え、寄港地として登録のある全国の自治体と連携を深めながら、魅力ある取り組みを展開してまいります。

また、鳥取砂丘の情報展示や観光情報発信などの役割を担う鳥取砂丘ビジターセンターが、10月にオープンを迎えることから、鳥取砂丘など本市の持つ豊かな観光資源を活かした交流人口拡大にしっかり努めてまいります。

② 「ふるさと・いなか回帰」の促進

近年、全国の自治体が地方創生の主要事業として移住促進に取り組む競争が激化している中で、本市は「住みたい田舎ベストランキング」において6年連続でトップ10入りを果たすなど、全国的にも高い評価と関心が向けられています。さらに若い世代の皆さんと市長が直接対話す

る「地方創生ストリートミーティング」を通じて、子育て世代も含めてUターンや田舎暮らしを志向する人が着実に増えており、昨年度は487人の方の移住が実現しています。

この流れを好機と捉え、さらにこの取り組みを前進させるために、新たに若者・子育て世帯への家賃補助制度や、Uターンを促進するための就職活動交通費助成制度を創設するほか、関東圏をターゲットにした移住促進イベントなどを計画しており、関連予算を計上しています。

③ 鳥取市のブランドスローガン「SQのあるまち 鳥取市」の推進

本市は、ブランドスローガン「SQのあるまち」のもと、行政サービスや安全・安心に暮らせる環境、優れた観光資源などの品質を高めその価値を市内外に発信するシティセールスに、全庁一丸となって取り組んでいます。

4月には、庁内横断的な組織である「SQプロジェクトチーム」を始動させました。政策公約の実現や様々な市政課題の解決に向けた調査研究を行い、これまで以上に質の高い政策形成を目指します。さらに、市民、企業、団体などが主体的に取り組むシティセールスへの支援事業や市民が主役のインターネット放送番組を展開し、都市力向上やシティプライドの高揚に官民一体となって繋げてまいります。

(2) 住み良い環境づくり

① 福祉相談窓口の設置

近年、高齢化や人口減少の急速な進展とともに、人間関係が希薄化し、地域での相互扶助や家族同士の助け合いの基盤が弱まり、身近な人の異変に気づきにくい環境となっています。

市民一人ひとりが安心して暮らせるためには、地域で生活する人たちが行政との協働により、支え手・受け手の関係を超えて我が事として丸ごと支え合う地域づくりが必要であり、これこそが本市が目指す「地域共生社会」の姿です。

その実現に向けた第一歩として、地域福祉の中核を担う社会福祉法人等と連携し、「制度」中心から「人」を中心に据えた福祉相談窓口「地域福祉相談センター（仮称）」を全中学校区に設置し、介護、医療、育児、障がい、生活困窮などの複合課題を一旦丸ごと受け止め、早期支援に繋げていきます。さらに、センターを中心に地域福祉活動団体、支援機関等のネットワークを形成し、日常生活の不安や心配を気軽に相談できる環境づくりを進めてまいります。

② 防災情報の発信力を強化

災害から市民の生命を守り、災害による被害を最小限にとどめるには、災害に関する情報を確実かつ迅速に市民へ伝達することが不可欠であり、このことは東日本大震災から得られた教訓として私の心に深く刻まれています。本市においても、災害時の情報伝達速度の改善を図るために、平成34年11月にアナログ方式からデジタル方式への移行期限を

迎える防災行政無線設備を、順次デジタル方式に更新する整備を進めています。

さらに、情報伝達の仕組みを万全なものにするために、コミュニティFMの中継局を毛無山、小倉山に新たに整備し、市内のほぼ全域をカバーすることで家庭だけでなく外出時でもラジオからの防災情報の取得を可能にするとともに、本市の交通の大動脈である山陰道や鳥取道を可聴エリアに拡大することで、市民はもとより県外からのドライバーへの情報伝達の強化を図ります。

③ 自主防災会の活動支援による地域防災力の強化

「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の取り組みが、災害時において被害を最小限に抑えるためには重要であり、これを推進するために地域による自主防災活動が必要であります。そこでこの度、地域においてその役割を担う自主防災会を積極的に支援するために、自主防災会に対する防災資機材の整備に要する費用の助成を拡大するとともに、小型可搬式ポンプ整備費用を助成するなど、新たな補助制度を創設し、地域防災力のさらなる強化に繋げてまいります。

3. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第103号は一般会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べ

ました施策をはじめ早急に実施する必要がある事業などの経費を計上しております。

次は、条例等に関する案件です。

議案第 104 号は、平成 30 年 1 月 31 日付けで解散した八頭環境施設組合の平成 29 年度の打ち切り決算について、議会の認定に付す案件です。

議案第 105 号は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の非課税の範囲の見直し及び法人市民税に係る電子申告の一部法人への義務付けなど所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 106 号は、旅行業法の一部改正に伴い、ホテル営業及び旅館営業を統合し、新たな営業種別を設けることに当たり、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 107 号は、鳥取市立小鷲河地区公民館の位置を変更するとともに所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 108 号から議案第 112 号までの議案は、それぞれ鳥取市河原町お城山展望台、河原町中央公園、鳥取市河原町総合体育館及び鳥取市河原町勤労者体育館、鳥取市佐治町多目的運動広場、鳥取市佐治町 B & G 海洋センターの指定管理者が法人化したことに当たり、指定管理者の指定の議決を得るものです。

議案第 113 号は、今議会に提案している辺地対策事業債の活用事業を、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に位置づけるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 114 号は、今議会に提案している予算案のうち過疎対策事業債の活用を計画している事業を鳥取市過疎地域自立促進計画に位置付けるに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第 115 号は、地区公民館及び保育所建設予定地として、鳥取警察署跡地を購入するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 116 号は、鳥取市 B & G 海洋センターの敷地として借用している土地を購入するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 117 号は、鳥取砂丘駐車場に係る構築物を、現管理者である一般財団法人自然公園財団に無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 118 号は、鳥取市新本庁舎新築（建築・立体駐車場棟）工事に係る請負契約を締結するに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第 119 号は、平成 28 年 10 月に発生した公用車事故について、市が負うべき適正な損害賠償額を確定するために調停を申し立てるに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第 120 号から議案第 124 号までの議案は、それぞれ議案第 108 号から議案第 112 号までに関連し、指定管理者の指定について専決処分しましたので報告し承認を得ようとするものです。

議案第 125 号は、平成 29 年度の水道事業会計について、過年度分の消費税及び地方消費税の修正申告に伴う補正予算を、平成 30 年 3 月 28 日に専決処分しましたので報告し承認を得ようとするものです。

議案第 126 号は、平成 29 年度の一般会計予算について、特別交付税の決定などを受け公共施設等整備基金等への積み増しを行うなど平成 30 年 3 月 30 日に補正予算を専決処分しましたので報告し承認を得ようとするものです。

議案第 127 号は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行により関係省令が一部改正されたことに伴い、病床を有する診療所を開設している者を看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けることができる者として認めるなど所要の整備を行うため、鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を、平成 30 年 3 月 30 日に専決処分しましたので報告し承認を得ようとするものです。

議案第 128 号は、地方税法等の一部改正に伴い、外国関係会社を有する内国法人ないこくほうじんに係る法人の市民税の特例について定めるとともに所要の整備を行うため、鳥取市税条例の一部改正を平成 30 年 3 月 31 日に専決処分しましたので報告し承認を得ようとするものです。

報告第 6 号は、平成 29 年度一般会計予算のうち、平成 30 年度への繰越明許費に係る繰越額について、

報告第 7 号及び報告第 8 号は、水道事業会計及び下水道等事業会計の繰越額について、それぞれ確定しましたので報告するものです。

報告第 9 号は、鳥取市債権管理に関する条例に基づき、市の債権を放棄しましたので報告するものです。

報告第 10 号は、就学前の子どもに関する教育、保健等の総合的な提供の推進に関する法律の一部の改正に伴い、引用条文等の改正が必要となったため、鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を、平成 30 年 3 月 30 日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第 11 号は、平成 30 年 1 月 16 日に市道南吉方 1 号線を走行中の車両が、側溝グレーチングを跳ね上げガソリントankを破損した物損事故の損害賠償額及び和解について、平成 30 年 4 月 2 日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第 12 号は、平成 30 年 2 月 20 日に発生した公用車による事故に係る損害賠償の額及び和解等について、平成 30 年 4 月 24 日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第 13 号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うため、鳥取市介護保険条例の一部改正を平成 30 年 5 月 1 日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第 14 号は、平成 30 年 2 月 23 日に発生した公用車による事故に係る損害賠償の額及び和解等について、平成 30 年 5 月 24 日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。